

北朝鮮のミサイルの脅威に対し、外交力の発揮を求める意見書

北朝鮮は、令和3年9月15日午後0時32分頃と同37分頃、北朝鮮内陸部から東の日本海側に向け2発の弾道ミサイルを発射した。飛行距離は約750キロメートルで能登半島沖の舢倉島（へぐらじま）から北約300キロメートル海域の日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下したことが確認されている。

北朝鮮による弾道ミサイル発射は、本年3月25日以来で、EEZへの落下は2019年10月以来となる。この度は、航空機や船舶への被害は確認されていないが、今後も不安と恐怖を抱え続け、安心した運航が出来ないことは否めない。我が国の平和と安全、国民の命と暮らしを脅かすものであり絶対に容認できない。

北朝鮮は、9月11日及び12日には飛行距離1500キロメートル新型巡航ミサイルの発射実験に成功したとも主張している。近年の北朝鮮は変則軌道のミサイル実験を重ねており、現在の日本や米国のミサイル防衛システムでは、変則軌道のミサイルは放物線軌道で飛ぶミサイルより迎撃が難しいとされており、警戒を強めることが必要不可欠である。

今回までの、北朝鮮による行為は明らかに国連安全保障理事会決議に違反しており、厳重に抗議し強く非難すべきである。

政府には、国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くよう、米国や韓国をはじめ関係国と緊密に連携し、強い危機感を持ってさらなる外交努力を尽くし、安全保障に万全の態勢をとるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月5日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会